

## 各国の少子化対策

出生率の低下傾向は、日本のみならず欧米諸国においても共通に認められる（右図）。

日本の合計特殊出生率は2002年時点で4か国中最低で1.32、

スウェーデンは1.65、フランス1.88で、アメリカの出生率は2.01と最も高い。各国の出生率の背景にある福祉政策について見てみよう。

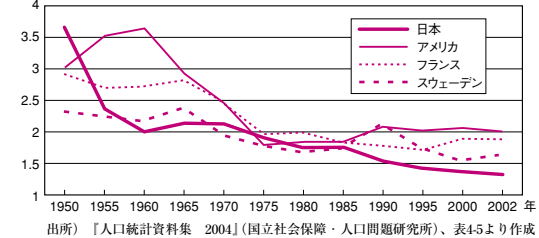
**福祉国家のチャンピオン、スウェーデン** スウェーデンは男女平等を労働の場と家庭の場で実現すべく、普遍的な福祉政策を展開している。事実、未就学児を抱える母親の労働参加率は7割以上と高い。しかし、福祉国家のチャンピオンとされるスウェーデンでも、働きながら子どもを育てることが「普通のこと」となるまでには時間がかかった。1970年代の税制改革や地方分権化に伴う公的セクターの拡大は女性の労働市場参入を促したが、保育所は不足していた。そこで、働く母親の強い要請に応え、経済的な好況を後盾に、公的保育所が集中的に増設された。

その後出生率は上昇し、1990年には2.13にまで回復する。しかし1990年代に入りスウェーデン経済は深刻な不況に陥り、出生率も同様に1998年には1.50まで落ち込む。その後経済が改善するに従って、出生率も回復していった。フルの育児休業期間は1年半で、最初の1年は給与の80%が補償される。この両親手当を全額受給するには父親による1か月の休暇取得（パパ月）が義務づけられる。

スウェーデンの子育て事情は、1歳未満の幼い子は親が育児休業をとって世話をし、その後は家庭外保育を利用する混合型である。労働時間を短縮して子どもが8歳になるまで育休を取ることでもできる。

**手厚い家族給付の国、フランス** 家族給付は、老齢給付、疾病給付に継ぐ代表的な社会保障給付で、家族にこだわるフランス人にとって思い入れの強い制度である。家族手当は、2人目以降のみ適用され、子どもの人数が増えるにつれて支給額が増額される。これをもって出生促進的な施策と捉えることもできるが、その根底にある理念は、子どもを持つものと持たないも

合計特殊出生率 各国の合計特殊出生率の変化



のとの間で所得再分配を行い、両者の間の公平性を保つことにある。

またフランスは家庭外保育も充実しており、crècheと呼ばれる保育所や保育ママは、幼い子を育てながら働く母親の大きな味方である。家族給付は家族手当以外にも、家族扶養手当、単身手当、養育手当、保育手当、新学期手当など、多様なメニューを揃える。所得制限が設けられる場合もあるが、家族給付は児童の養育負担を負う者すべてを対象とする。

**格差の国、アメリカ** 出生率は高いが、公的な福祉政策が極めて限定的であるのが、アメリカである。1997年、給付期間を3年に限定する「対困窮家庭一時扶助制度（TANF）」は、一人親家庭を対象とした「被扶養児童家庭扶助（AFDC）」に取って代わられた。その背景には、就業促進を強化する「個人責任と就業機会に関する調整法（PRWORA）」の成立があり、“welfare to work”（福祉から就労へ）が声だかに提唱された。

育児休業制度は、カリフォルニア州をはじめとするごく一部の州で約5割程度の所得補償が提供されているのみで、原則無給である。家庭外保育も、限定的にしか提供されていない。にもかかわらず、アメリカの出生率が低くないのは、メキシコ系を中心とするマイノリティーの間での比較的高い出生率に原因の一つがある。1980年代の大きな社会変化は、幼い子を持つ母親が仕事を継続するようになったことである。市場原理が貫徹するアメリカ社会では、高所得を得て良質の子育て支援を購入しうる者と、ティーンエイジャーが子どもを産んで貧困を世代間で再生産する負の循環から抜け出せない者らが同居する。そこには、子育て事情に大きな格差がある。

（筑波大学社会工学系助教授 白波瀬佐和子）